

副本

平成23年(ワ)第15308号 損害賠償請求等事件

原告 Aleph

被告 池田克彦 外1名

答 弁 書

平成23年6月28日

東京地方裁判所民事第45部合議A係 御中

被告池田克彦訴訟代理人弁護士

被告池田克彦訴訟代理人弁護士

第1 請求の趣旨に対する答弁

原告の被告池田克彦に対する請求をいずれも棄却する

原告と被告池田克彦との間に生じた訴訟費用は、原告の負担とする
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言を付される
場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 被告池田克彦の主張

- 1 原告は、本件訴訟において、警察庁長官狙撃事件（以下「本件事件」という。）
について平成22年3月30日に公訴時効が成立したのに、本件事件が原告の
行為であるかの如き「昏頭発音」及び「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」
と題する文書を公表されたとし、また、その公表を決断、指示、実行したとし
て、被告池田克彦（以下「被告池田」という。）に対し、損害賠償及び謝罪文
の交付と掲示を求めている（訴状）。
- 2 しかしながら、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項は、「国又は
公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は
過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠
償する責に任ずる。」と規定しており、公務員個人が、その職務を行うについ
て、故意又は過失によって違法に原告に損害を与えたとしても、公務員個人の
属する公共団体が賠償責任を負うのは格別。当該公務員個人が、直接、原告に
対する賠償責任を負わないことは明らかであつて、このことは判例上も確立さ
れているところである（最高裁判所昭和30年4月19日第三小法廷判決・民集
9巻5号534ページ、最高裁判所昭和53年10月20日第二小法廷判決・民
集32巻7号1367ページ、最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決・民集
51巻8号3850ページ、最高裁判所平成19年1月25日第一小法廷判
決・民集61巻1号1ページほか）。

そして、訴状「請求の原因」の記述を前提とすれば、被告池田の行為は、職務上行われたものであるから、その行為の適否について論ずるまでもなく、被告池田個人が損害賠償責任を負わないことは明らかである。

- 3 また、原告は、原状回復措置として謝罪文の交付と掲示が必要不可欠であるなどと主張して（訴状第2、5、(2)）、被告池田個人に対し、金銭賠償とともに謝罪文の交付と掲示を求めている。

この請求は、原告が原状回復措置としている主旨からして、民法723条（名誉毀損における原状回復）に基づくものと解されるが、同条は、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定しており、その規定ぶりからして、損害賠償請求が認められる場合に限り、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができるものと解すべきである。

したがって、前記2で述べたとおり、被告池田個人は損害賠償責任を負わず、原告の損害賠償請求が認められないことは明らかであるから、謝罪文の交付と掲示の請求については認められないことは自明である。

第3 結語

以上のとおり 原告の被告池田に対する請求にいずれも理由がないことは明らかであるから、原告の被告池田に対する請求は、速やかに棄却されるべきである。

附 属 書 類

訴訟委任状

1 通